

(電話 —)

(裏)

開発行為変更協議申請書の記入方法

1 欄から 5 欄の「前」「後」は、変更前、変更後の内容を対照させて記入してください。

1 欄は、開発場所の地名地番(土地改良区域内・土地区画整理事業区域内であれば旧地番と仮換地地番)を記入してください。

2 欄は、土地の登記事項証明書の地積及び実測面積を記入してください。

3 欄は、予定建築物等の用途、利用目的等を詳しく記入してください。

(1) 予定建築物の用途の中に工場(作業所)がある場合は、その業種、床面積及び動力の大きさ等を()書きで併記してください。

(2) 分譲住宅、賃貸住宅、従業員住宅等の場合は、その旨並びに区画数、棟数及び戸数を()書きで併記してください。

(例) 工場(自動車修理・〇〇馬力・〇〇㎡)、倉庫(建築材料倉庫)等、専用住宅、専用住宅(共同建 1 棟 10 戸)、専用住宅(長屋建 1 棟 4 戸)、専用住宅(分譲住宅 10 区画 10 棟 10 戸)、専用住宅(従業員住宅 3 区画 3 棟 3 戸)、店舗(飲食店)併用住宅

4 欄は、工事を直接行う者を記入し、自分で行うときは「直営」と記入してください。

5 欄は、市街化調整区域内における開発行為の場合に記入してください。

(法第34条)

第 1 号・・・周辺地域に居住している者の日常生活に必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗、事業場等の建物

第 2 号・・・市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源の有効な利用上必要な建物

第 3 号・・・(政令が定められていないので本号に該当する取扱いはありません。)

第 4 号・・・農林漁業の用に供する建物(開発許可を不要とされている建築物を除く。)

第 5 号・・・農林業等活性化基盤施設である建築物

第 6 号・・・中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建物

第 7 号・・・市街化調整区域内に現存する工場と密接な関連(製品、原料、工程等について)を有する事業の用に供する建物

第 8 号・・・危険物の貯蔵処理のための施設

第 9 号・・・沿道サービス施設等の建築物

第 10 号・・・地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物

第 11 号・・・条例で指定する区域内において、条例で定める内容に適合する建築物

第 12 号・・・条例で定められた区域、内容に適合する建築物

第 13 号・・・既存権利者の届出に基づき、5 年以内に自己の居住又は業務の用に供する建物

第 14 号・・・周辺の市街化を促進することなく、かつ、市街化区域に建てるのが困難か不適当な施設(審査会の審査を要する。)

6 欄は、開発行為変更の内容を審査するにあたって参考となる事項等を記入してください。

(例) 農地法第 5 条許可申請中、森林法第 10 条の 2 許可申請中等

「開発協議の年月日及び協議番号」欄は、開発協議の年月日と協議番号を記入してください。すでに変更協議をされているものは、その変更協議年月日と変更協議番号もすべて記入してください。

「変更の理由」欄

(1) 変更内容と具体的な理由を記入してください。

(2) 変更項目が多い場合は、変更前、変更後の内容対照表と、変更項目ごとの変更理由を具体的に記入した変更理由書を添付してください。

注 1 開発協議書の写しを添付してください。

2 添付する設計図書には、設計者の記名押印と併せて連絡方法(電話番号等)を併記してください。

3 ※印欄は、記入しないでください。